

環境保全型農業推進調査事業実施要領

平成23年4月1日付け22生産第9197号
農林水産省生産局長通知

第1 趣旨

本事業は、環境保全型農業推進調査事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第9196号農林水産省事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施するものとする。

第2 事業内容等

1 事業内容

事業実施主体は、環境保全型農業直接支払の効果的・効率的な実施のため、次に掲げる内容を実施するものとする。

(1) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響に関する調査・分析

ア 農家モニターを活用した経営調査の実施

事業実施主体は、農林水産省の指導・助言の下、全国から選定した次に掲げる条件を満たし、春から夏にかけて収穫される作物等を中心に、高い環境保全効果が見込まれる営農活動に取り組むおおむね80経営体の農家モニターに対して、経営調査を行う。経営調査においては、高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入に伴う農業経営への影響や当該営農活動の導入に関する技術的な課題に関するデータや情報を収集するものとする。

(ア) 別表に掲げる環境保全効果が高いと見込まれる多様な営農活動を実践する試験ほ場を設置すること。

(イ) (ア) で実践する営農活動を導入しない対照ほ場を設置すること（本対照ほ場については、試験ほ場を設置する農家と同一の農家が設置することが望ましいが、やむを得ない場合に限り、近隣の農家の協力を得て設置することもできるものとする。）。

(ウ) 試験ほ場及び対照ほ場において、生産過程（は種・定植から収穫までの期間を基本とする。ただし、調査対象とする営農活動が、播種・定植前に実施される場合は、当該活動から収穫までの期間とする。）を通じて物財費、労働時間及び収量等に係る記録・記帳を行うこと。

(エ) 試験ほ場であることを示す標示票を設置すること。

(オ) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入に関する技術的な課題等に係るアンケート調査に協力すること。

イ 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響の分析

アの調査結果を踏まえて、これまでに得られている各種試験成績等に関する情

報を収集し、分析を行う。これにより、高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入に伴う追加的な物材費、労働時間及び収量等への影響を把握する。

なお、分析に当たっては、学識経験者等から構成される委員会を開催し、検討を行うものとする。

(2) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入による環境保全効果に関する調査・分析

高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動について、地球温暖化防止、生物多様性保全、水質保全等に関する効果のデータを収集・分析することにより、その導入に伴う環境保全効果の経済的な観点からの分析等を行いつつ、総合的に評価する。

なお、データ収集・分析に当たっては、学識経験者等から構成される委員会を開催し、検討を行う。

(3) 効率的な事務手続、実施体制の確立に関する調査・分析

事業実施主体は、環境保全型農業直接支払に取り組む市町村等の協力の下、環境保全型農業直接支払に係る事務の簡素化、効率化のため、都道府県や市町村から提案のあった確認手法・体制や海外の環境支払制度等において利用されている確認手法・体制等について、これを採用した場合の事務量の軽減効果、費用、確認の精度等について、事務手続に関するシミュレーション等を行うことによりデータの収集等を行う。

また、学識経験者等から構成される委員会を設置し、上記データ等を踏まえた具体的な実施確認に係る事務手続マニュアルの作成を行うものとする。

(4) その他、本事業の目的を達成するために必要な取組

2 事業の成果目標

本事業の成果目標は、環境保全効果の高い多様な営農活動の導入について、その導入が農業経営に及ぼす影響やその効果を定量的に把握するとともに評価することとする。

第3 事業実施手続

1 事業実施主体は、実施要綱第5の1に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

2 実施要綱第5の2の生産局長が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

3 事業実施計画の承認基準

生産局長は、次に掲げる項目を満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。

(1) 具体的な計画内容を有し、かつ成果が得られる内容となっていること。

(2) 本事業を効率的に達成できる内容となっていること。

4 事業の着手

(1) 事業の実施については、交付決定後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、本事業に交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、生産局長に届け出るものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、生産局長は必要最小限のものとなるよう指導するものとする。

第4 助成

本事業において補助の対象とする経費は、次に掲げるものとする。

なお、本事業にあっては、事業実施主体が自力若しくは他の助成により実施中の事業又は既に完了している事業を本事業の補助対象とすることは、認めないものとする。

1 消耗品費

本事業を実施するための、消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

2 旅費

本事業を実施するための、事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行う際の移動や宿泊に必要な経費とする。

3 謝金

本事業を実施するための、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。

4 賃金

本事業を実施するための業務に従事させるため、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。

ただし、雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。また、補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌等を整備すること。

5 役務費

本事業を実施するための、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等を専ら行うために必要な経費とする。

6 委託費

本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費とする。

7 調査協力費

調査に協力した農家モニターに対して支出する経費であり、記帳費及びほ場借上げ

費を基に設定するものとする。

8 その他

文献購入費、光熱水料、切手、電話、運送代等の通信運搬費、複写費、印刷製本費、会場借料等の会議費、食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料）、標示票購入費などの経費とする。

ただし、次に掲げる経費にあつては、補助の対象としない。

- (1) 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費
- (2) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費
- (3) 事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) その他本事業の実施に関連のない経費

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7に基づき、当該年度における事業実施状況を、別記様式第1号-2により、事業実施年度の翌年度の5月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、農林水産省は、事業実施主体が本事業により得た全てのデータ及び成果を公表できるものとする。

また、公表された全てのデータ及び成果は第三者の使用を妨げないものとする。

第6 事業実施結果の評価

事業実施主体は、実施要綱第8に基づき、別記様式3号により自己評価を行った上で成果報告書を作成し、事業実施後の翌年度の5月末日までに生産局長に提出するものとする。

生産局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

附則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

別表

高い環境保全効果が見込まれる営農活動	主な対象作物
不耕起、省耕起（有芯部分耕栽培等）	全ての作物
クリーニングクロープ	水稲以外
稲わらすき込みから堆肥施用への転換	水稲
グリーンベルトの設置	水稲以外
局所施肥（うね立て同時施肥等）	水稲以外
精密施肥	全ての作物
バンカープランツ（土着天敵の活用等）	野菜等
生きものの生育空間の確保（江や緩衝帯の設置等）	水稲等
有機農業（無農薬・無化学肥料）	全ての作物
その他、事業実施主体が特に環境保全効果が高いものとして認める営農活動	

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成23年度環境保全型農業推進調査事業の実施計画の（変更）承認申請について

環境保全型農業推進調査事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第9196号農林水産事務次官依命通知）第5の1（又は2）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認の申請をする。

（注）関係書類として、別記様式第1号-1の事業実施計画書を添付すること。

別記様式第1号-1

事業実施年度

平成	年度
----	----

平成23年度環境保全型農業推進調査事業事業実施計画書

事業実施主体名

第1 環境保全型農業推進調査事業

1 総括表

事業名	事業概要	事業費	負担区分		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
環境保全型農業推進調査事業	(1) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響に関する調査・分析 ア 農家モニターを活用した経営調査の実施 イ 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響の分析 (2) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入による環境保全効果に関する調査・分析 (3) 効率的な事務手続、実施体制の確立に関する調査・分析 (4) その他	円	円	円	

2 事業の目的

--

3 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

4 事業の内容

取組事項	内 容
<p>(1) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響に関する調査・分析</p> <p>ア 農家モニターを活用した経営調査の実施</p> <p>イ 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入が農業経営に及ぼす影響の分析</p> <p>(2) 高い環境保全効果が見込まれる多様な営農活動の導入による環境保全効果に関する調査・分析</p> <p>(3) 効率的な事務手続、実施体制の確立に関する調査・分析</p> <p>(4) その他</p>	<p>1 目的</p> <p>2 取組（調査・分析等）の内容</p> <p>3 取組方法</p> <p>4 スケジュール</p> <p>5 実施体制</p> <p>6 その他</p>

(注) 取組事項に記載した各事項について、内容に記載した各項目が分かるように記載してください。

5 必要経費

経費の配分

区 分	補助事業に要する経費	負 担		備 考
		国庫補助金	自己資金	
1 消耗品費 2 旅費 3 謝金 4 賃金 5 役務費 6 委託費 7 調査協力費 8 その他	円	円	円	
計				

(注) 各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

6 その他

以下の資料を添付すること。

- (1) 定款、寄附行為、規約、会計処理規程、財務諸表（最新のもの）の写し
- (2) 必要な経費の配分について各費目の細目ごとに積算基礎等詳細に分かる資料
- (3) 過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）
- (4) 本実施計画書の記述内容を補完する資料、関係資料（様式任意、提出可能のもので可）

別記様式第1号-2

平成23年度環境保全型農業推進調査事業の事業実施状況報告

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

環境保全型農業推進調査事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第9196号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（別記様式第1号-1に準じて作成する。）

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成23年度環境保全型農業推進調査事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。

別 添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理 由

別記様式第3号

平成23年度環境保全型農業推進調査事業成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

住 所
機 関 名
代表者氏名

印

環境保全型農業推進調査事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産9196号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(別添)

第1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第3 事業の成果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事業の実施による効果	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

(注) 1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。
2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業計画が妥当な場合は1を、計画が不適切な場合は0を記入すること。また、その理由について記入すること。
3 「適切な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品（報告書等）又は、事業の成果が確認できる資料等を添付すること。